

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市伏見区竹田流池町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				
工期	契約日の翌日から令和 8年12月28日まで				
事業課(所)名	道路環境整備課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

工事延長				m	435.7
舗装打換え工	m2	1,388	オーバーレイ工	m2	1,694
側溝工	m	527	集水桝・マンホール工	箇所	24
縁石工	m	368	区画線工	式	1

施工理由

本工事は、深草地区バリアフリー移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画の中でバリアフリー化を図るべき経路に位置付けられた一般府道中山稻荷線において、歩道の段差や勾配の改善等を行い、安全で快適な歩行空間の確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年1月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年1月	
基 準 適 用 年 月	2026年1月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	06:舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料(本工事)

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分	廃路盤材		m3	7,140	処分費	管理費区分T
舗装工	舗装打換え工 歩道舗装(乗入部10t 以上)(夜間施工)	上層路盤	路盤材種類:再生AS安定処理(25), 仕上り厚:100mm		m2	4,971	材工共	
区画線工	区画線工	矢羽根(準幹線道路)	600×1200,密粒度As		箇所	9,099	材工共	
区画線工	区画線工	自転車マーク(準幹線道路)	600×900		箇所	9,524	材工共	

見積参考資料(公共関連)

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
舗装工	特殊舗装工	視覚障害者誘導標示	熔融式		m2	55,270	材工共	
道路付属施設工	信号機移設工	信号機移設(撤去及び新設)			基	2,491,000	材工共	

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
道路土工		式	1				
（夜間施工） 掘削工		式	1				
掘削	土質：土砂，施工方法：上記以外（小規模），施工数量：小規模（標準）	m3	90				
路体盛土工		式	1				
路体（築堤）盛土	施工幅員：2.5m未満	m3	20				
路床盛土工		式	1				
路床盛土	施工幅員：2.5m未満	m3	30				
残土処理工		式	1				
廃路盤材運搬	積込区分：機械積込，DID区間の有無：有	m3	120				
残土等処分	廃路盤材	m3	120				
舗装工		式	1				
路面切削工		式	1				
（夜間施工）		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
路面切削	施工区分・平均切削深さ：全面切削6cm以下(4000m2以下), 段差すりつけ撤去作業：有り	m2	1,490				
殻運搬(路面切削)	殻種別：アスファルト殻	m3	75				
殻処分	殻種別：アスファルト殻	m3	75				
舗装打換え工 歩道舗装（一般部） （夜間施工）	透水性舗装	式	1				
フィルター層	材料種類：山砂, 仕上り厚：50mm	m2	540				
上層路盤	路盤材種類：路盤材(碎石各種), 路盤材規格：RC-30, 仕上り厚：100mm	m2	540				
表層	材料種類：各種(2.00以上2.10t/m3未満), 材料規格：開粒度アスコン(13), 平均幅員：1.4m以上2.4m未満, 舗装厚：40mm	m2	540				
舗装打換え工 歩道舗装（乗入部2t未満） （夜間施工）	透水性舗装	式	1				
フィルター層	材料種類：山砂, 仕上り厚：50mm	m2	46				
上層路盤	路盤材種類：路盤材(碎石各種), 路盤材規格：RC-30, 仕上り厚：200mm	m2	46				
表層	材料種類：各種(2.00以上2.10t/m3未満), 材料規格：開粒度アスコン(13), 平均幅員：1.4m以上2.4m未満, 舗装厚：40mm	m2	46				
舗装打換え工 歩道舗装（乗入部2t以上10t未満） （夜間施工）		式	1				
上層路盤	路盤材種類：路盤材(碎石各種), 路盤材規格：RC-30, 仕上り厚：250mm	m2	26				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基層	材料種類:各種(2.20以上2.30t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m以上	m2	26				
表層	材料種類:各種(2.20以上2.30t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m以上	m2	26				
舗装打換え工 歩道舗装(乗入部10t以上) (夜間施工)		式	1				
下層路盤	路盤材種類:再生クッション RC-30,仕上り厚:150mm	m2	77				
上層路盤	路盤材種類:再生AS安定処理(25),仕上り厚:100mm	m2	77				
基層	材料種類:各種(2.20以上2.30t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m以上	m2	77				
表層	材料種類:各種(2.20以上2.30t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m以上	m2	77				
舗装打換え工 車道舗装(中山稻荷線) (夜間施工)		式	1				
下層路盤	路盤材種類:各種,路盤材規格:再生粒度調整碎石(RM-30),仕上り厚:50mm	m2	60				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:150mm	m2	60				
基層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:3.0m超	m2	60				
表層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超	m2	60				
舗装打換え工 車道舗装(竹田経80号線) (夜間施工)		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
下層路盤	路盤材種類:各種,路盤材規格:再生粒度調整碎石(RM-30),仕上り厚:50mm	m2	36				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:100mm	m2	36				
基層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超	m2	36				
表層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:30mm,平均幅員:3.0m超	m2	36				
オーバーレイ工 (中山稻荷線) (夜間施工)		式	1				
基層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:3.0m超	m2	1,200				
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超	m2	1,340				
オーバーレイ工 (竹田経80号線) (夜間施工)		式	1				
基層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超	m2	294				
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:30mm,平均幅員:3.0m超	m2	354				
排水構造物工		式	1				
作業土工 (夜間施工)		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	160				小規模

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂,土質:流用土	m ³	70				小規模
側溝工		式	1				
L型街渠工 (1号L型街渠工) (夜間施工)	一般部,京都市型2号	m	67				(概)
現場打街渠板 (1号現場打街渠板工,中山稻荷線) (夜間施工)	I型,一般部・乗入れ部	m	84				(概)
現場打街渠板 (1号現場打街渠板工,竹田経80号線)	I型,一般部・乗入れ部	m	76				(概)
現場打街渠板 (2号現場打街渠板工,中山稻荷線) (夜間施工)	I型,切下げ部	m	13				(概)
現場打街渠板 (2号現場打街渠板工,竹田経80号線)	I型,切下げ部	m	17				(概)
現場打街渠板 (3号現場打街渠板工,中山稻荷線) (夜間施工)	I型,段差部	m	5				(概)
現場打街渠板 (3号現場打街渠板工,竹田経80号線)	I型,段差部	m	5				(概)
現場打街渠板 (4号現場打街渠板工)	中車両対策型・乗入れ部	m	7				(概)
現場打街渠板 (1号現場打街渠板・歩車道境界工) (夜間施工)	重車両対策型・乗入れ部	m	8				(概)
管(函)渠型側溝 (5号円型側溝) (夜間施工)	幅:50cm,高さ:47.5cm	m	104				(概)
管(函)渠型側溝 (6号円型側溝) (夜間施工)	幅:50cm,高さ:47.5cm	m	14				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
管(函)渠型側溝 (7号円型側溝) (夜間施工)	幅:50cm, 高さ:47.5cm	m	5				(概)
現場打側溝蓋 (1号)	グレーチング蓋 (1枚/10m) 含む	m	86				(概)
現場打側溝蓋 (2号)	中車両対策型	m	7				(概)
現場打側溝蓋 (3号) (夜間施工)	重車両対策型	m	11				(概)
管渠工		式	1				
暗渠排水管 (VPΦ100)	作業区分:据付, 管種別:直管, 管径:50~150mm	m	2				(概)
暗渠排水管 (VPΦ300) (夜間施工)	作業区分:据付, 管種別:直管, 管径:200~400mm	m	9				(概)
集水桝・マンホール工		式	1				
現場打ち街渠桝 (1号街渠桝) (夜間施工)	桝規格:街渠桝	箇所	1				(概)
現場打ち街渠桝 (2号街渠桝) (夜間施工)	桝規格:街渠桝	箇所	1				(概)
現場打ち街渠桝 (3号街渠桝) (夜間施工)	桝規格:街渠桝	箇所	1				(概)
現場打ち街渠桝 (4号街渠桝) (夜間施工)	桝規格:街渠桝	箇所	1				(概)
現場打ち街渠桝 (5号街渠桝) (夜間施工)	桝規格:街渠桝	箇所	1				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打ち街渠柵 （6号街渠柵） （夜間施工）	柵規格:街渠柵	箇所	1				（概）
現場打ち街渠柵 （7号街渠柵） （夜間施工）	柵規格:街渠柵	箇所	1				（概）
現場打ち街渠柵 （8号街渠柵） （夜間施工）	柵規格:街渠柵	箇所	1				（概）
現場打ち街渠柵 （9号街渠柵） （夜間施工）	柵規格:街渠柵	箇所	1				（概）
現場打ち街渠柵 （10号街渠柵）	柵規格:街渠柵	箇所	1				（概）
現場打ち街渠柵 （11号街渠柵）	柵規格:街渠柵	箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （1号街渠柵嵩上げ） （夜間施工）		箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （2号街渠柵嵩上げ） （夜間施工）		箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （3号街渠柵嵩上げ） （夜間施工）		箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （4号街渠柵嵩上げ） （夜間施工）		箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （5号街渠柵嵩上げ）		箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （6号街渠柵嵩上げ）		箇所	1				（概）
街渠柵嵩上げ （7号街渠柵嵩上げ）		箇所	1				（概）

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
街渠柵嵩上げ (8号街渠柵嵩上げ) (夜間施工)		箇所	1				(概)
街渠柵嵩上げ (9号街渠柵嵩上げ)		箇所	1				(概)
蓋版（街渠柵） (中山稻荷線) (夜間施工)	グレーチング蓋（T-25, 400×500, 110° 開閉型, 並目）	枚	14				(概)
蓋版（街渠柵） (竹田経80号線)	グレーチング蓋（T-25, 400×500, 110° 開閉型, 並目）	枚	6				(概)
現場打ち集水柵 (2号集水柵)	集水柵・街渠柵種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-40(高炉),法面作業補正:無し	箇所	1				(概)
現場打ち集水柵 (3号集水柵)	集水柵・街渠柵種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-40(高炉),法面作業補正:無し	箇所	1				(概)
集水柵嵩上げ (1号集水柵嵩上げ)		箇所	1				(概)
蓋版 (2号集水柵)	グレーチング蓋（T-25, 500×500, 並目）	枚	1				(概)
蓋版 (3号集水柵)	グレーチング蓋（T-2, 400×400, 細目）	枚	1				(概)
蓋版 (1号集水柵嵩上げ)	グレーチング蓋（T-25, 400×400, 並目）	枚	1				(概)
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
歩車道境界ブロック (1号, 6号縁石工)	ブロック規格:A種(150/170×200×600)	m	216				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩車道境界ブロック （3号, 8号縁石工）	ブロック規格:京都市100型	m	66				
歩車道境界ブロック （4号, 9号縁石工）	ブロック規格:京都市80型	m	46				
歩車道境界ブロック （5号, 10号縁石工）	ブロック規格:A種（段差用）	m	17				
地先境界ブロック （ブロック再利用）	ブロック規格:C種(150×150×600)	m	23				
防護柵工		式	1				
路側防護柵工		式	1				
ガードパイプ	ガードパイプ規格:Gp-Cp-2E 塗装品, 施工規模:20m 以上50m未満, 曲線部補正:有り	m	24				
ガードパイプ	ガードパイプ規格:Gp-Cp-2E 塗装品, 施工規模:20m 以上50m未満, 曲線部補正:無し	m	24				
防止柵工		式	1				
転落(横断)防止柵	柵高:0.8m, 作業区分:プレキャストコンクリートブロック建込	m	72				(概)
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線 （夜間施工）	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 1 5cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	290				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	61				
溶融式区画線 (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 4 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	16				
溶融式区画線 (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セアラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	110				
溶融式区画線 (直進矢印) (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し	箇所	1				15cm換算:6.25m
溶融式区画線 (右折矢印) (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し	箇所	1				15cm換算:6.66m
溶融式区画線 (予告直進矢印) (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し	箇所	1				15cm換算:5.25m
溶融式区画線 (予告右折矢印) (夜間施工)	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :無し	箇所	1				15cm換算:5.66m
矢羽根 (準幹線道路)	600×1200,密粒度As	箇所	51				
自転車マーク (準幹線道路)	600×900	箇所	15				
構造物撤去工		式	1				
防護柵撤去工		式	1				
防護柵撤去(ガードレール)		m	45				(概)
防護柵(横断・転落防止柵)撤去		m	64				(概)

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し （夜間施工）	構造物区分：無筋構造物，工法区分：機械施工	m3	17				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分：無筋構造物，工法区分：機械施工	m3	7				
コンクリート構造物取壊し （夜間施工）	構造物区分：無筋構造物，工法区分：人力施工	m3	0.3				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分：無筋構造物，工法区分：人力施工	m3	0.3				
舗装版切断 （夜間施工）	舗装版種別：アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚：15cm以下	m	980				
舗装版切断 （夜間施工）	舗装版種別：アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚：15cmを超え30cm以下	m	24				
舗装版破碎 歩道部 （夜間施工）	舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：4cm	m2	580				
舗装版破碎 車道部（中山稻荷線） （夜間施工）	舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：25cm	m2	60				
舗装版破碎 車道部（竹田経80号線） （夜間施工）	舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：17cm	m2	36				
排水構造物撤去工		式	1				
L形側溝撤去 （夜間施工）	作業区分：撤去	m	64				（概）
ヒューム管撤去 （夜間施工）	管径：300mm，規格：ヒューム管	m	106				（概）

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
集水桝撤去 (夜間施工)	製品質量(kg/基):600kgを超え800kg以下	基	13				(概)
蓋版撤去	蓋種類:Co蓋	枚	213				(概)
蓋版撤去 (夜間施工)	蓋種類:グレーチング蓋	枚	18				(概)
蓋版撤去	蓋種類:グレーチング蓋	枚	5				(概)
縁石撤去工		式	1				
歩車道境界ブロック撤去	再利用区分:処分	m	340				(概)
地先境界ブロック撤去	再利用区分:再利用	m	12				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬 (夜間施工)	殻種別:アスファルト殻	m ³	61				
殻処分 (夜間施工)	殻種別:アスファルト殻	m ³	61				
殻運搬 機械積込	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m ³	20				
殻運搬 人力積込	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m ³	0.3				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m ³	21				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬 機械積込 （夜間施工）	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	26				
殻運搬 人力積込 （夜間施工）	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.3				
殻処分 （夜間施工）	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	26				
殻運搬 機械積込	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	7				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	7				
殻運搬 機械積込 （夜間施工）	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	5				
殻処分 （夜間施工）	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	5				
現場発生品運搬 積込・荷卸含む	発生材種類:スクラップ	t	2.09				
スクラップ	ヘビール	t	-2.09				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	90				
交通誘導警備員 （夜間施工）	B	人日	126				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の59.1%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費 (夜間施工)	設計運搬距離：6.1km	台	2				往路＋復路
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工 床掘復旧（中山稻荷線） （夜間施工）		式	1				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:150mm	m2	146				
基層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:60mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm超70mm以下)	m2	146				
舗装打換え工 床掘復旧（竹田経80号線） （夜間施工）		式	1				
下層路盤	路盤材種類:各種,路盤材規格:再生粒度調整砕石(RM-30),仕上り厚:80mm	m2	59				
上層路盤	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種),路盤材規格:再生As安定処理(25),仕上り厚:100mm	m2	59				
基層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:40mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	59				
舗装打換え工 民地舗装		式	1				
下層路盤	路盤材種類:再生クワツヤラン RC-30,仕上り厚:150mm	m2	4				
上層路盤	路盤材種類:再生粒度調整砕石 RM-30,仕上り厚:150mm	m2	4				
表層	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:50mm,平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	4				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装打換え工 仮舗装（車道） （夜間施工）		式	1				
表層	材料種類：各種（2.20以上2.30t/m3未満），材料規格：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：50mm，平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	205				
舗装打換え工 仮舗装（歩道）（中山稻荷線） （夜間施工）		式	1				
表層	材料種類：各種（2.20以上2.30t/m3未満），材料規格：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：30mm，平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	128				
舗装打換え工 仮舗装（歩道）（竹田経80号線）		式	1				
表層	材料種類：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：30mm，平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	57				
舗装打換え工 仮舗装（民地）		式	1				
表層	材料種類：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：30mm，平均幅員：1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2	4				
特殊舗装工		式	1				
視覚障害者誘導標示	溶融式	m2	17				
ブロック舗装工		式	1				
特殊ブロック舗装 民地舗装	作業区分：再利用設置	m2	4				
張コンクリート		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
張コンクリート 民地舗装		m2	23				(概)
排水構造物工		式	1				
側溝工		式	1				
自由勾配側溝	側溝規格:300×300	m	8				(概)
現場打L型街渠 (3号L型街渠工)	切下部, 2号, 中及び重車両乗入対策型	m	8				(概)
側溝嵩上げ		m	2				(概)
管渠工		式	1				
鉄筋コンクリート台付管 (夜間施工)	管規格:Φ200	m	4				(概)
モルタル充填	水抜きパイプΦ75	箇所	2				(概)
集水柵・マンホール工		式	1				
現場打ち集水柵 (1号集水柵)	集水柵・街渠柵種類:現場打材,コンクリート規格:18-8-40(高炉),法面作業補正:無し	箇所	1				(概)
蓋版 (1号集水柵)	グレーチング蓋 (T-2, 500×500, 細目)	枚	1				(概)
道路付属施設工		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
信号機移設工		式	1				
信号機移設 （撤去及び新設）		基	2				
擁壁工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質：土砂	m3	5				小規模
埋戻し （参考数量）	土質区分：土砂，土質：流用土	m3	4				小規模
場所打擁壁工（構造物単位）		式	1				
小型擁壁	擁壁平均高さ：0.6m以上0.8m未満，本体コンクリート規格：18-8-40（高炉）	m3	1				（概）
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し コンクリート張	構造物区分：無筋構造物，工法区分：機械施工	m3	2				
舗装版破碎 民地	舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：5cm	m2	4				
舗装版破碎 仮舗装（歩道，中山稻荷線） （夜間施工）	舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：3cm	m2	130				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破碎 仮舗装（歩道, 竹田経80号線）	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:3cm	m2	57				
舗装版破碎 仮舗装（車道） （夜間施工）	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:5cm	m2	200				
排水構造物撤去工		式	1				
U型側溝撤去	作業区分:再利用撤去	m	10				(概)
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	2				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	2				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	18				
交通誘導警備員 （夜間施工）	B	人日	45				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩道整備工事（中山稻荷線）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の5.4%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 歩道整備工事（中山稻荷線）
工事場所 京都市伏見区竹田流池町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（適用）（電気関係工事）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。加えて電気通信設備工事に係る施工に当たっては、電気通信設備工事共通仕様書（令和7年3月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和7年3月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月、国土交通省）によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書、並びに上記の電気通信設備工事関連の各仕様書を常備しなければならない。

国土交通省ホームページ（電気関係工事）

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html>

第3条（フレックス工期による契約方式の工事）

- 1 本工事は、契約日の翌日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる、「フレックス工期による契約方式の工事」である。
- 2 契約日の翌日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 契約日の翌日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。
- 4 フレックス工期による契約方式の工事により増加する経費は受注者の負担とする。

第4条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事实施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第5条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第7条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事にあわせて、関西電力（株）が管理している電柱（N=2 基）の移設を予定しているため、関西電力（株）と調整を行うこと。
- 2 本工事の範囲に京都市交通局が管理している敷地が含まれていることから、京都市交通局と調整を行うこと。
- 3 本工事において、京都府警が管理している信号機（N=2 基）の移設を予定している。
信号機の移設に当たって、鋼管柱及び基礎については撤去及び新設、その他灯器やケーブル等は再利用を想定しているが、信号柱の移設位置や京都府警との調整結果で詳細を決定するものとし、設計変更の対象とする。

第8条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、警察等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
道路土工	掘削工 路体盛土工 路床盛土工 残土処理工		21時00分 ～6時00分	本工事
	舗装工	舗装打換え工		歩道舗装（一般部） 歩道舗装（乗入部2t未満） 歩道舗装（乗入部2t以上10t未満） 歩道舗装（乗入部10t以上） 車道舗装（中山稻荷線） 車道舗装（竹田経80号線） 床掘復旧 仮舗装（車道） 仮舗装（歩道）（中山稻荷線）
	路面切削工			公共関連
	オーバーレイ工			本工事
排水構造物工	作業土工			本工事
	側溝工	L型街渠工（1号L型街渠工） 現場打街渠板（1号・2号・3号現場打街渠板工、中山稻荷線） 現場打街渠板（1号現場打街渠板・歩車道境界工） 管（函）渠型側溝 現場打側溝蓋（3号）		本工事
	管渠工	暗渠排水管（VPΦ300） 鉄筋コンクリート台付管		本工事 公共関連
	集水柵・マンホール工	現場打ち街渠柵（1号～9号） 街渠柵嵩上げ（1号～4号、8号） 蓋版（街渠柵）（中山稻荷線）		本工事
区画線工	区画線工	熔融式区画線		本工事
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート構造物取壊し		本工事
		舗装版切断 舗装版破砕	本工事	
		舗装版破砕（仮舗装（歩道）、中山稻荷線） 舗装版破砕（仮舗装（車道））	公共関連	
	排水構造物撤去工	L形側溝撤去 ヒューム管撤去	本工事	

		集水柵撤去 蓋版撤去		
	運搬処理工	殻運搬 殻処分		本工事

第9条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	準幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第10条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
電柱	関西電力	各所	未	別途調整	移設	要
信号柱	京都府警	各所	未	別途調整	移設	要
人孔等	関西電力	各所	未	別途調整	高さ調整	要
人孔等	NTT	各所	未	別途調整	高さ調整	要
人孔等	大阪ガス	各所	未	別途調整	高さ調整	要
人孔等	上下水道局	各所	未	別途調整	高さ調整	要
人孔等	京都府警	各所	未	別途調整	高さ調整	要

第11条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	3名	交通誘導警備員B 3名	昼間	無
施工箇所	3名	交通誘導警備員B 3名	夜間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第12条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品	備考	
側溝工	L型街渠工	L型街渠ブロック	本工事	
	管(函)渠型側溝	円形側溝 各種	本工事	
	現場打側溝蓋	埋設型枠	水抜きパイプ	本工事
		自由勾配側溝		
	現場打L型街渠	A塊ブロック	公共関連	
管渠工	暗渠排水管	暗渠排水管 各種	本工事	
	鉄筋コンクリート台付管	鉄筋コンクリート台付管	公共関連	
集水柵・マンホール工	蓋版	グレーチング蓋 各種	本工事	
縁石工	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック 各種	本工事	
防護柵工	ガードパイプ	ガードパイプ	本工事	
	転落(横断)防止柵	横断防止柵	本工事	
区画線工	矢羽根	路面標示材(ベンガラ色)	本工事	
	自転車マーク	路面標示シート 各種	本工事	

第13条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第14条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種・種別等	細 別	確認項目	備考
舗装打換え工 仮舗装(車道・歩道・民地)	表層	舗装面積の出来形確認	公共関連
特殊舗装工	視覚障害者誘導標示	配置等の確認	公共関連
側溝工	現場打街渠版 (現場打街渠版・歩車道境界工)	配筋の確認	本工事
	現場打L型街渠	配筋の確認	公共関連
区画線工	矢羽根 自転車マーク	配置等の確認	本工事

第15条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認を行う。 (ただし、立会確認書は必要としない。)

第16条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
アスファルト舗装	アスファルト混合物	外観検査 (目視)	随時	

4 建設副産物に関する事項

第17条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

< 産業廃棄物 >

建設副産物	受入場所	備 考
廃路盤材 (夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L=6.7km
アスファルト塊 (切削・掘削) (昼間・夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L=7.3km
コンクリート塊 (無筋) (昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1他	設計運搬距離 L=23.0km
コンクリート塊 (無筋・有筋) (夜間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑1番1、王子瓜ノ尾96番1、桜木22番4	設計運搬距離 L=14.1km
コンクリート塊 (有筋) (昼間)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか	設計運搬距離 L=23.6km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉾立町4	設計運搬距離 L=1.1km

第18条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第19条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の6週間前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第20条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。
なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第21条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒

「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1) 上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2) 検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3) 以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合（工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照）

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知す

る。

- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第22条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第23条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

- 1 目的
本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。
- 2 実施内容
 - (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
 - ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
 - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。
なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
 - (2) 効果の検証
遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。
 - (3) 費用
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。
 - (4) 成績評定
遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第24条（その他事項）

- 1 週間工程表について、前週木曜日の17時までに電子メールで監督職員へ送ること。
- 2 監督職員の指示があった場合、施工箇所近隣に対して、施工する前週金曜日までに週間工程表等の配布により、工事を周知すること。
- 3 本工事場所は、車両及び歩行者の通行量が多いことから、以下の事項について十分留意すること。
 - ・路面仮復旧の状態を十分良好に保つよう留意し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - ・車道、歩道及び路側帯の通行に支障が生じないように、養生方法と規制方法を検討すること。
 - ・仮歩道の設置などにより、歩行者と車両の分離を徹底すること。
- 4 作業時間外における建設機械（重建設機械を含む）や工事材料等による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 5 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 6 監督職員の指示または承諾等は、原則として書面で行わなければならないが、その書面及び添付図面、添付資料等は請負者が作成し提出すること。
- 7 民地に近接して施工する場合、誤って家屋等を損傷することのないよう注意して施工すること。

位置図

